【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成26年3月20日

【会社名】 高砂熱学工業株式会社

【英訳名】 Takasago Termal Engineering Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 大 内 厚

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5

【電話番号】 (03)3255-8212(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 島 泰 光

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5

【電話番号】 (03)3255-8214

【事務連絡者氏名】 管理本部副本部長兼経理財務部長 中 西 吾 郎

【縦覧に供する場所】 高砂熱学工業株式会社 大阪支店

(大阪市北区茶屋町19番19号(アプローズタワー))

高砂熱学工業株式会社 名古屋支店

(名古屋市中村区名駅1丁目1番地4号

(JRセントラルタワーズ))

高砂熱学工業株式会社 横浜支店

(横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号

(横浜ランドマークタワー))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成26年3月20日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社丸誠(以下「丸誠」といいます。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付けで株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたします。

## 2【報告内容】

## (1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容 (平成25年3月31日現在)

|        | (1700-01-0730-11-001-7 |
|--------|------------------------|
| 商号     | 株式会社丸誠                 |
| 本店の所在地 | 東京都新宿区四谷一丁目 1 番地       |
| 代表者の氏名 | 代表取締役社長 渋谷 正道          |
| 資本金の額  | 419百万円                 |
| 純資産の額  | (連結)5,101百万円           |
|        | (単体)4,754百万円           |
| 総資産の額  | (連結)6,501百万円           |
|        | (単体)5,924百万円           |
| 事業の内容  | 建物総合管理事業               |

## 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 (連結)

| 事業年度       | 平成23年 3 月期 | 平成24年 3 月期 | 平成25年 3 月期 |
|------------|------------|------------|------------|
| 売上高(百万円)   | 11,459     | 12,138     | 11,839     |
| 営業利益(百万円)  | 288        | 316        | 319        |
| 経常利益(百万円)  | 299        | 413        | 415        |
| 当期純利益(百万円) | 142        | 169        | 179        |

## (単体)

| 事業年度       | 平成23年 3 月期 | 平成24年3月期 | 平成25年 3 月期 |
|------------|------------|----------|------------|
| 売上高(百万円)   | 10,411     | 11,090   | 10,728     |
| 営業利益(百万円)  | 256        | 264      | 263        |
| 経常利益(百万円)  | 267        | 360      | 358        |
| 当期純利益(百万円) | 120        | 140      | 142        |

## 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成25年9月30日現在)

| 高砂熱学工業株式会社 | 64.40% |
|------------|--------|
| 丸誠従業員持株会   | 6.70%  |
| 西村 隆       | 3.80%  |
| 株式会社電通ワークス | 2.16%  |
| 株式会社京都センター | 1.08%  |

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- ・資本関係 当社は、丸誠の総議決権の65.99%を保有しております。
- ・人的関係 丸誠の代表取締役1名が当社の取締役を兼任しない執行役員を兼務しております。
- ・取引関係 当社は、丸誠との間で建物メンテナンス業務や空調設備工事等に関する取引を 行っております。

## (2) 本株式交換の目的

本株式交換は、当社の子会社である丸誠及び当社の完全子会社である高砂エンジニアリングサービス株式会社(以下「高砂エンジ」といいます。)の統合を目的とする取引の一部として行われるものです。平成26年3月20日開催の当社取締役会において、本株式交換を行うことが決議されるとともに、同日開催の丸誠及び高砂エンジの取締役会において、本株式交換の効力発生を条件として、丸誠を吸収合併存続会社、高砂エンジを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といい、本株式交換と併せて「本再編」といいます。)を行うことが決議されております。

当社は、「人の和と創意で社会に貢献」を社是に、「最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する」「全員の創意を発揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発する」「人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する」を経営理念として掲げ、大正12年の創業以来、90年にわたり空調設備工事及びその周辺分野におけるパイオニアとして長年培ってきた技術を中核に、オフィスビルや工場等の空調設備工事の設計・施工を中心とする事業を営んでおります。

高砂エンジは、平成12年3月に高砂熱学工業100%出資により設立され、高砂熱学工業から継承した専門性の高い技術により、大規模な研究施設、医療機関、オフィスビル等の空調・冷凍・給排水・電気設備の総合管理事業及び保守管理事業を通じて多くの顧客に高品質なサービスを提供しております。

丸誠は、昭和41年8月の創業以来、「お客様のビジネスに貢献する」ことを企業理念に、大型オフィスビルをはじめ、著名なホテルや病院などの電気・空調・防災といった建物設備の管理・運営を軸に、建物清掃業務、警備業務などを含めた総合的なマネジメントサービスを提供しております。

当社を取り巻く環境は、公共投資が堅調なものの、民間設備投資は緩やかな回復基調で推移する一方、受注競争の激化や労務費の上昇傾向等もあり、引き続き厳しい環境が続いております。このような状況のもと、当社は、総力を挙げて採算性重視の受注活動、リニューアルやエンジニアリングといった重点分野への経営資源の集中、設計・施工技術の強化、資材調達の合理化等の収益力の強化に向けた取り組みを進めてまいりました。

丸誠及び高砂エンジが営むメンテナンス事業を取り巻く環境は、近年、より高度化、多様化している設備に対し、省エネルギーといった建物維持管理コストの低減、CO2削減、さらには、快適な職場環境の実現といった様々なニーズが高まってきており、建物に携わる業種間での相互協力関係が進展し、グループ化も加速しつつあります。

高砂エンジは、そのようなお客様のニーズに応えるため、専門性の高い技術者による独自のエネルギー分析技術を駆使した設備運用方法の改善提案や、機器の運転履歴管理に基づく中長期の修繕計画の提案を行う等、お客様ニーズを先取りした高付加価値マーケットの開拓に取り組んでまいりました。

丸誠は、昭和41年の創業以来、設備管理を主軸とした総合ビルマネジメントを創造し、「品質、環境、安全」を重視したサービスを提供してきております。丸誠は、当社と平成19年4月25日に業務及び資本提携契約を締結し、その後平成24年2月14日から同年3月12日まで実施された当社による丸誠の普通株式に対する公開買付けの結果、同年3月16日に当社グループに入り、近年高まりを見せている省エネ・節電などのエネルギーマネジメント、環境を意識したCO2排出削減、また設備機器の効率的運用による管理コストの削減など、お客様のニーズに応えるべく積極的に取り組んでまいりました。

もっとも、丸誠が営むメンテナンス事業においては、その市場規模の著しい拡大を見込むことが困難な状況にあり、業界内の競争優位性を高めつつ収益性を向上させるためには、業容拡大とコスト構造の見直しが喫緊の課題となっております。また、丸誠においては、当社グループ内の業務上の更なる相互協力や近接事業の統合によって、グループ内のシナジー効果の最大化による事業の更なる成長を達成することが求められておりますため、以上のような状況に適切に対応するために、当社グループへの加入後も、企業価値の向上のため、当社及び高砂エンジとともに、今後の経営戦略について検討してまいりました。その結果、グループ内におけるシナジー効果をより一層高めるべく、当社の完全子会社となり、設備工事にて設計・施工の優れた技術力を有する当社と連携して建物の保守管理、運転管理事業の運営を行うこと、及び、高砂エンジとの吸収合併により同事業における技術力を一層強化し、丸誠の顧客基盤の拡大やコスト構造の見直し等を図ることが、丸誠の経営課題の克服に繋がり、企業価値を最大化するために有益であるとの結論に至りました。

このような情勢のもと、当社は、平成26年2月13日、10年後の創立100周年に向けて、グループを挙げて環境ソリューション企業として発展、地位を確立させ、請負工事業から総合エンジニアリング企業への転換を図る長期ビジョン実現のための長期経営構想 "GReeN PR!DE100"を策定いたしました。そして、その第1ステップとして、平成26年度を初年度とした3か年の中期経営計画を策定、公表いたしました。

本再編は、上記計画の柱の一つである、建設設備の企画・設計から新築、管理やメンテナンス等のアフターサービスを経てリニューアル工事までのビルライフサイクルのバリューチェーン構築のために行うものであります。当社は、本再編により丸誠を完全子会社とし、丸誠と高砂エンジを合併により統合することで、より迅速な意思決定、更なる効率的かつ機動的なグループ経営の実現を目指します。

グループを挙げて付加価値の高いサービスを提供し続け、顧客満足の最大化を図り、企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、設備工事にて設計・施工の優れた技術力を有する当社と、その優れた技術力を継承しながら設備総合管理事業を展開する高砂エンジ、及び歴史に裏付けられた豊富な実績と技術力で、建物の保守管理、運転管理に優れた丸誠が一層の連携強化を図り、ビルライフサイクルのバリューチェーンを強化することでシナジー効果を最大化し、競争優位性を高めることが必要であるとの結論に至りました。

当社はフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてSMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」といいます。)を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、丸誠は、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として東京共同会計事務所(以下「東京共同会計」といいます。)を、法務アドバイザーとして潮見坂綜合法律事務所を選任し、両社の企業価値を一層向上させることを目的とした諸施策について複数回にわたる協議・検討を重ね、その結果、本再編を行うことを平成26年3月20日に決定いたしました。

当社及び丸誠は、本再編を通して本株式交換により当社の普通株式を保有することとなる丸誠の株主の皆様を含め、当社の全ての株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

そのプロセスとして当社は、本株式交換を行い、丸誠を完全子会社化いたします。また、丸誠及び 高砂エンジは、本株式交換の効力発生を条件として、丸誠を存続会社として本合併を行います。

# (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、丸誠を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会決議による承認を受けずに、丸誠については平成26年6月25日に開催予定の第55回定時株主総会において承認を受けたうえで、平成26年10月1日を効力発生日として行う予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

|                  | 当社<br>(株式交換完全親会社) | 丸誠<br>(株式交換完全子会社) |
|------------------|-------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率 | 1                 | 0.69              |

## (注1)株式の割当比率

丸誠の普通株式 1 株に対して当社の普通株式0.69株を割当て交付します。但し、当社が保有する 丸誠の普通株式(3,568,000株(平成25年9月30日時点))については、本株式交換による株式の割 当ては行いません。

#### (注2)本株式交換により交付する当社の株数

本株式交換により交付される当社の普通株式の数:1,268,516株(予定)

交付する当社の普通株式には、全て当社が保有する自己株式(平成26年2月28日時点10,667,849株)を充当する予定であり、本株式交換に際して、当社が新たに株式を発行する予定はありません。

また、上記株式数は平成26年2月28日時点における丸誠の普通株式の数(発行済株式数(5,540,000株)、自己株式の数(133,571株)、当社が保有する丸誠株式の数(3,568,000株))に基づいて記載しています。

なお、当社は、本株式交換により当社が丸誠の発行済株式(当社が保有する株式を除きます。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における丸誠の株主(但し、当社を除きます。)に対し、その保有する丸誠の普通株式に代えて、上記表の割当比率に基づいて算出した数の当社の普通株式を交付することを予定しております。当社は、平成26年2月13日開催の取締役会決議により平成26年3月31日(予定)を効力発生日として自己株式2,000,000株を消却する予定です。それに伴い、当社の発行済株式数は、83,765,768株となる予定です。

丸誠は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時までに保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条に基づく反対株主の株式買取請求に応じて丸誠が取得する株式を含みます。)の全部を基準時において消却することを予定しているため、実際に当社が交付する上記株式数は修正される可能性があります。

#### (注3)単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる丸誠の株主の皆様におかれましては、当該単元未満株式について、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領する権利を有することになりますが、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株式を所有する株主の皆様が当社に対し、所有されている単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

#### (注4)1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の1株に満たない端数の交付を受けることとなる丸誠の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

#### (注5)本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本株式交換契約締結の日から本株式交換の効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、当社又は丸誠の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支障となる事象が生じたときは、当社及び丸誠は協議し合意の上、本株式交換の条件を変更し、又は本株式交換契約を解除することができるとされております。

#### (注6) 丸誠による中間配当

丸誠は、平成26年6月25日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約が承認されることを 条件として、本株式交換の効力発生日の前日(平成26年9月30日)の最終の丸誠の株主名簿に記載 又は記録された株主又は登録株式質権者の皆様に対して、1株当たり金10円を限度として剰余金の 配当を実施する予定です。

#### 株式交換契約の内容

当社が、丸誠との間で平成26年3月20日付で締結した株式交換契約書の内容は次のとおりであります。

#### 株式交換契約書

高砂熱学工業株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社丸誠(以下「乙」という。)は、平成26年3月20日(以下「本契約締結日」という。)、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

## (株式交換の方法)

第1条 乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全 子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、甲は、本株式交換により乙 の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

## (商号及び住所)

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲: 株式交換完全親会社

商号:高砂熱学工業株式会社

住所:東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5

(2) 乙: 株式交換完全子会社

商号:株式会社丸誠

住所:東京都新宿区四谷一丁目1番地

## (本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項)

第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(但し、甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、第7条に定める乙の自己株式の消却が行われた後の株主であって、かつ、甲を除くものとする。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の株式の合計数に0.69を乗じた数の甲の株式を交付する。

- 2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式0.69株の割合をもって割り当てる。
- 3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## (資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 本株式交換で増加する甲の資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の増加額 0円
- (2) 資本準備金の増加額 会社計算規則第39条に従い、甲が別途定める額
- (3) 利益準備金の増加額 0円

## (本株式交換の効力発生日)

第5条 本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年10月1日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

## (株主総会)

- 第6条 甲は、会社法第796条第3項に定める簡易株式交換の規定により、本契約に関する同法第795 条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本株式交換を行うものとする。但し、同法 第796条第4項の規定により、本株式交換に関して甲の株主総会の承認を得ることが必要と なった場合には、甲は、効力発生日の前日までに開催される株主総会において、本契約及び 本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
  - 2. 乙は、平成26年6月25日に開催予定の定時株主総会において、本契約及び本株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議及び合意の上、これを変更することができる。

## (自己株式の消却)

第7条 乙は、効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時までに有することとなる全ての自己株式(本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式を含む。)を、当該株式買取請求に係る株式の買取りの効力発生後、基準時に先立ち、消却するものとする。

### (その他の組織再編等)

第8条 甲及び乙は、乙が高砂エンジニアリングサービス株式会社(以下「高砂エンジニアリングサービス」という。)との間で、乙を吸収合併存続会社、高砂エンジニアリングサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を本契約締結日付で締結し、本株式交換の効力が発生することを条件として、平成26年10月1日を効力発生日とする吸収合併(以下「本合併」という。)を行う予定であることを確認する。

## (会社財産の管理等)

第9条 本契約に定める場合を除き、甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの事業を遂行するものとし、通常の業務の範囲外の行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを実行する。

#### (剰余金の配当の限度額等)

- 第10条 甲及び乙は、平成26年3月31日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録 株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができ る。
  - (1) 甲においては、1株当たり12.5円、総額1,000百万円
  - (2) 乙においては、1株当たり20円、総額110百万円
  - 2. 甲及び乙は、平成26年9月30日の最終の自らの株主名簿に記載又は記録された株主又は登録 株式質権者に対し、それぞれ以下に定める金額を限度として剰余金の配当を行うことができ る。
    - (1) 甲においては、1株当たり12.5円、総額1,000百万円
    - (2) 乙においては、1株当たり10円、総額55百万円
  - 3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得(適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己の株式の取得を除く。)の決議を行ってはならない。

#### (定款の変更)

第11条 乙は、第6条第2項に定める定時株主総会において、本合併の効力発生を条件として、効力発生を付で、乙の定款を別紙のとおり変更する旨の定款変更に関する議案を付議し、甲はかかる議案について賛成の議決権を行使する。

## (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

第12条 本契約締結日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙いずれか の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたとき、又は本株式交換の実行に重大な支 障となる事象が生じたときは、甲及び乙は、速やかに協議し合意の上、本株式交換の条件を 変更し、又は本契約を解除することができる。

### (契約の効力)

第13条 本契約は、効力発生日の前日までに、甲若しくは乙の株主総会の決議による本契約の承認 (但し、甲については株主総会の承認が必要となった場合に限る。)又は本株式交換を実行 するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定められた関係官庁の承認が 得られないときは、その効力を失う。

#### (本契約に定めのない事項)

第14条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協 議し合意のうえ、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保有するものとする。

## 平成26年3月20日

甲: 東京都千代田区神田駿河台四丁目2番地5

高砂熱学工業株式会社 取締役社長 大内 厚

乙: 東京都新宿区四谷一丁目1番地

株式会社丸誠

代表取締役社長 渋谷 正道

## (4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

## 算定の基礎及び経緯

当社及び丸誠は、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はSMBC日興証券を、丸誠は東京共同会計を、それぞれ算定機関として選定いたしました。

SMBC日興証券は、当社については、当社が東京証券取引所第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成26年3月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日以前の1ヶ月間(平成26年2月20日から平成26年3月19日まで)、3ヶ月間(平成25年12月20日から平成26年3月19日まで)の東京証券取引所における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、当社が作成した平成26年3月期から平成30年3月期の利益計画を前提としております。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

丸誠については、丸誠が東京証券取引所JASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成26年3月19日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日までの1ヶ月間(平成26年2月20日から平成26年3月19日まで)、3ヶ月間(平成25年12月20日から平成26年3月19日まで)の東京証券取引所JASDAQ市場における株価終値単純平均値を採用しました。DCF法では、丸誠が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の利益計画を前提としております。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、各評価方法による丸誠の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は、 以下のとおりとなります。

| 採用手法  | 株式交換比率の算定レンジ |
|-------|--------------|
| 市場株価法 | 0.60 ~ 0.65  |
| DCF法  | 0.57 ~ 0.80  |

株式交換比率の算定に際して、当社及び丸誠から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社及び丸誠並びにその子会社・関連会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、独自の評価又は査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した当社及び丸誠の財務見通しについては、当社及び丸誠より現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成26年3月19日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、SMBC日興証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、SMBC日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、東京共同会計は、当社及び丸誠については、それぞれが東京証券取引所に上場されており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映させるためDCF法を採用して各社の株式価値の算定を行いました。

なお、各評価方法による丸誠の普通株式1株に対する当社の普通株式の割当株数の算定結果は以下のとおりとなります。

| 採用手法    | 株式交換比率の算定レンジ |
|---------|--------------|
| 市場株価平均法 | 0.59 ~ 0.70  |
| DCF法    | 0.60 ~ 0.79  |

市場株価平均法においては、当社及び丸誠は、算定基準日を平成26年3月19日として、当社及び 丸誠の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間平均に おける株価終値単純平均値(当社は1ヶ月間:1,024円、3ヶ月間:949円、6ヶ月間平均:882 円、丸誠は、1ヶ月間:617円、3ヶ月間:616円、6ヶ月間平均:600円)を算定しております。

DCF法においては、東京共同会計は、当社について、当社が作成した平成26年3月期から平成30年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は6.10%~7.45%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、丸誠については、丸誠が作成した平成26年3月期から平成29年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は7.56%~9.24%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

東京共同会計は、交換比率の算定に際して、当社及び丸誠から提供を受けた情報及び市場データ等の一般に公開されている情報並びに財務、経済及び市場に関する指標等を用いております。また、当社及び丸誠の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としております。東京共同会計は、算定上採用した各種情報及び資料が正確かつ完全なものであること並びにこれらに含まれる各社の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提として、当該情報及び資料の正確性、妥当性、実現可能性等を独自の調査・検討等を行うことなく作成しております。

## 算定機関との関係

SMBC日興証券及び東京共同会計のいずれも、当社及び丸誠の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

# (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

| 商号     | 高砂熱学工業株式会社             |
|--------|------------------------|
| 本店の所在地 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目 2 番地 5 |
| 代表者の氏名 | 取締役社長 大内 厚             |
| 資本金の額  | 13,134百万円              |
| 純資産の額  | (連結)現時点では確定しておりません。    |
|        | (単体)現時点では確定しておりません。    |
| 総資産の額  | (連結)現時点では確定しておりません。    |
|        | (単体)現時点では確定しておりません。    |
| 事業の内容  | 空調を主とする設備工事事業          |

以上